



発行 新潟県

**第 46 号**

平成25年6月14日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 798 自衛隊員の募集（市町村課）
- 799 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 800 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 801 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 802 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 803 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届（高齢福祉保健課）
- 804 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 805 保安林の指定解除予定（治山課）
- 806 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 807 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 808 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
- 大規模小売店舗の新設（商業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 公募型プロポーザル方式に係る手続開始（病院局総務課）

監査委員公表

- 監査結果公表（監査委員事務局）

公安委員会告示

- 45 警備員指導教育責任者講習の実施（生活安全企画課）



◎新潟県告示第798号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員（平成26年3・4月入隊）の募集を次のとおり行う。

平成25年6月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 募集対象及び募集期間

募 集 対 象			募 集 期 間
男女別	要員区分	採用予定数	
自衛官 候補生 男 子	陸上自衛隊	85名	平成25年7月 1日(月) から 平成25年9月 13日(金) まで
	海上自衛隊	6名	
	航空自衛隊	9名	
自衛官 候補生 女 子	陸上自衛隊	6名	平成25年8月 1日(木) から 平成25年9月 6日(金) まで
	海上自衛隊	1名	
	航空自衛隊	1名	

2 試験期日及び試験会場

試 験 期 日		試 験 会 場
男 子	平成25年9月22日(日)	陸上自衛隊高田駐屯地 (上越市南城町3-7-1) 及び 陸上自衛隊新発田駐屯地 (新発田市大手町6-4-16)  ※ 志願者数により、高田駐屯地会場の試験日を変更する場合あり
	9月23日(月)	
	9月24日(火)	
	9月25日(水)	
	9月26日(木)	
	9月27日(金)	
	9月28日(土)	
	※ 22・23日は、基本女子優先、志願者数により女子のみの場合あり	
女 子	平成25年9月22日(日)	
	9月23日(月)	

※ 上記のほか男子で一般曹候補生第1次試験を受験する者は、9月16日(月)及び9月17日(火)に筆記試験を同日に受験することができる。

3 応募手続

市町村又は自衛隊新潟地方協力本部で志願票の交付を受け、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ提出すること。

4 その他

応募手続に関する詳細は、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ問い合わせること。

◎新潟県告示第799号

生活保護法(昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成25年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社ひあたりケア	燕市花見1290-1	リハビリ・ホームひだまり	燕市杣木字居掛478番地	通所介護	H25.6.1
株式会社ひあたりケア	燕市花見1290-1	リハビリ・ホームひだまり	燕市杣木字居掛478番地	介護予防通所介護	H25.6.1

社会福祉法人つばめ福祉会	燕市大曲2486番地	グループホーム 保内の杜	三条市上保内字 石川乙533番地7	認知症対応型 共同生活介護	H25.5.8
社会福祉法人つばめ福祉会	燕市大曲2486番地	グループホーム 保内の杜	三条市上保内字 石川乙533番地7	介護予防認知 症対応型共同 生活介護	H25.5.8
社会福祉法人つばめ福祉会	燕市大曲2486番地	つばめ第3デイサ ービスセンター	燕市大曲2523番 地1	介護予防通所 介護	H25.3.1
社会福祉法人つばめ福祉会	燕市大曲2486番地	つばめ福寿園短 期入所生活介護 センター	燕市佐渡745番 地1	介護予防短期 入所生活介護	H25.5.8
社会福祉法人つばめ福祉会	燕市大曲2486番地	つばめ第2デイサ ービスセンター	燕市秋葉町4丁 目12番24号	介護予防通所 介護	H25.5.8
社会福祉法人二王子会	新発田市大手町4 丁目5番29号	訪問介護とっさ か	胎内市西本町11 番27号	訪問介護	H25.5.1
社会福祉法人二王子会	新発田市大手町4 丁目5番29号	訪問介護とっさ か	胎内市西本町11 番27号	介護予防訪問 介護	H25.5.1
株式会社クレアメ ディコ	長岡市緑町1丁目 38番地283	さわやか苑長岡 藤沢居宅介護支 援事業部	長岡市藤沢1丁 目9番10号	居宅介護支援	H25.5.1
株式会社クレアメ ディコ	長岡市緑町1丁目 38番地283	デイサービスセン ターさわやか苑 長岡藤沢	長岡市藤沢1丁 目9番10号	通所介護	H25.5.1
株式会社クレアメ ディコ	長岡市緑町1丁目 38番地283	デイサービスセン ターさわやか苑 長岡藤沢	長岡市藤沢1丁 目9番10号	介護予防通所 介護	H25.5.1
株式会社クレアメ ディコ	長岡市緑町1丁目 38番地283	多機能ケアセン ターさわやか苑 長岡藤沢	長岡市藤沢1丁 目9番10号	小規模多機能 型居宅介護	H25.5.1
株式会社クレアメ ディコ	長岡市緑町1丁目 38番地283	多機能ケアセン ターさわやか苑 長岡藤沢	長岡市藤沢1丁 目9番10号	介護予防小規 模多機能型居 宅介護	H25.5.1
株式会社倉友	南魚沼市塩沢1465 番地2	小規模多機能介 護センター石打 の家	南魚沼市石打206 番地15	小規模多機能 型居宅介護	H25.4.1
有限会社トモエ	上越市西本町三丁 目5番9号	トモエ薬局南本 町店	上越市南本町2 丁目2番12号	居宅療養管理 指導	H25.6.1
有限会社トモエ	上越市西本町三丁 目5番9号	トモエ薬局南本 町店	上越市南本町2 丁目2番12号	介護予防居宅 療養管理指導	H25.6.1

## ◎新潟県告示第800号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ケアプランセンター三条	三条市東裏館2丁目21-36 佐藤産業ビル1階	ケアプランセンター保内の杜	ケアプランセンター三条	H25.5.1
		三条市上保内字石川乙533番地7	三条市東裏館2丁目21-36 佐藤産業ビル1階	
さわたりの郷指定居宅介護支援サービスセンター	燕市佐渡741番地1	つばめ福寿園指定居宅介護支援サービスセンター	さわたりの郷指定居宅介護支援サービスセンター	H25.5.1
		燕市佐渡745番地1	燕市佐渡741番地1	
燕市地域包括支援センターさわたり	燕市佐渡745番地1	燕市燕B地区地域包括支援センター	燕市地域包括支援センターさわたり	H25.5.1
燕市地域包括支援センターおおまがり	燕市大曲2472番地1	燕市燕A地区地域包括支援センター	燕市地域包括支援センターおおまがり	H25.5.1

◎新潟県告示第801号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項（又は第53条第1項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

平成25年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護 介護予防通所介護	リハビリ・ホームひだまり	新潟県燕市杣木字居掛478番地	株式会社ひあたりケア	平成25年6月1日
通所介護 介護予防通所介護	萌気園通所介護ほのぼの	新潟県南魚沼市浦佐330番地7	医療法人社団萌気会	平成25年6月1日
介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームつばきの郷	新潟県見附市椿澤町1825番地1	株式会社虹祐	平成25年5月18日

◎新潟県告示第802号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項（又は第115条の5第2項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
--------	-----	-----	---------	----------	-------

浦佐萌気園診療所「ほのぼの」	新潟県南魚沼市浦佐 330 番地 5	医療法人社団萌気会	通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	平成 25 年 3 月 25 日	平成 25 年 5 月 31 日
有料老人ホームつばきの郷	新潟県見附市椿澤町 1825 番地 1	株式会社虹祐	介護予防特定施設入居者生活介護	平成 25 年 4 月 18 日	平成 25 年 5 月 17 日

## ◎新潟県告示第803号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成25年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
株式会社リボン門前ステーション	新潟県上越市下門前 158 番地	株式会社リボン	平成 25 年 4 月 23 日	平成 25 年 5 月 31 日

## ◎新潟県告示第804号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

平成25年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
新潟病院	柏崎市赤坂町 3-52	中枢神経に関する医療	平成25年5月1日

## ◎新潟県告示第805号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成25年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県上越市板倉区山部字峯山566、567から569まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 解除の理由  
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ◎新潟県告示第806号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の関川水系土地改良区の定款の変更を

平成25年6月6日認可した。

平成25年6月14日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第807号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
横川地区	上越市浦川原区横川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横川(1)地区	上越市浦川原区横川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
火上沢地区	上越市浦川原区横川	次の図のとおり	土石流
稲場地区	上越市浦川原区横川	次の図のとおり	地すべり
顕聖寺(4)地区	上越市浦川原区顕聖寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第808号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 上越地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
横川地区	上越市浦川原区横川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横川(1)地区	上越市浦川原区横川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
火上沢地区	上越市浦川原区横川	次の図のとおり	土石流
顕聖寺(4)地区	上越市浦川原区顕聖寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県上越地域振興局妙高砂防事務所にて備え置いて縦覧に供する。）

公 告

**特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成25年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 申請のあった年月日  
平成25年5月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人くびき振興会
- 3 代表者の氏名  
井部 辰男
- 4 主たる事務所の所在地  
上越市頸城区百間町636番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、上越市頸城区に居住する者に対して、まちづくりに関する事業を行い、上越市頸城区に居住する者の生活に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
  - (1) まちづくりの推進を図る活動
  - (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
  - (3) 社会教育の推進を図る活動
  - (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
  - (5) 子どもの健全育成を図る活動
  - (6) 地域安全活動
  - (7) 観光の振興を図る活動
  - (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

**大規模小売店舗の新設について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年6月14日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称)クスリのアオキ川原町店  
所在地 上越市川原町865-2外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者
    - ・氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
    - 法人代表者氏名 代表取締役 青木 保外志
    - 住所 石川県白山市松本町2512番地
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
    - ・氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ
    - 法人代表者氏名 代表取締役 青木 保外志
    - 住所 石川県白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年2月5日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

計1,602平方メートル

- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計73台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・収容台数 計15台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・面積 計54平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
    - ・容量 計10立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前9時から午後12時
  - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯  
午前8時30分から翌午前0時30分
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - ・出入口の数 2箇所
    - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時
- 7 届出年月日  
平成25年6月4日
- 8 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間  
平成25年6月14日から平成25年10月14日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、プレハブ冷蔵庫について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年6月14日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入等件名及び数量  
プレハブ冷蔵庫 1式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
平成25年10月31日(木)



## (4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

## 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成25年6月24日(月)午後1時00分

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成25年6月25日(火)午前10時00分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

## 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

---

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、麻酔システムについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成25年6月14日

新潟県立がんセンター新潟病院長 横山 晶

#### 1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

麻酔システム 1式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年9月30日(月)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

#### 3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

#### 4 入札、開札の日時及び場所

平成25年6月25日(火)午前10時20分

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

#### 5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

る。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

- ① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
- ② 詳細は入札説明書による。

---

公募型プロポーザル方式に係る手続開始について(公告)

新潟県立新発田病院院内保育施設運営業務委託について、次のとおり提案書の提出を招請する。

平成25年6月14日

新潟県立新発田病院長 堂前 洋一郎

1 業務の概要

(1) 業務名

新潟県立新発田病院院内保育施設運営業務委託

(2) 業務内容

新潟県立新発田病院職員の乳幼児を対象とする保育所の運営業務全般(詳細は募集要領及び仕様書に定める。)

(3) 運営委託期間

平成25年10月1日から平成28年9月30日まで

2 参加表明及び提案者に求められる資格

以下の条件を全て満たす法人とする。

- (1) 認可保育施設又は認可外保育施設の運営(業務委託契約による運営を含む。)実績が3年以上であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者

ウ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

3 提案者を選定するための基準

上記2に定めるとおりとする。

4 提案内容

提案内容は下記のとおりとし、提案書の様式、提案内容及び評価基準の詳細は募集要領に定める。

- (1) 会社概要及び運営実績
- (2) 業務提案等
- (3) 運営委託費見積書

5 手続等

- (1) 事務局 〒957-8588 新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院庶務課庶務係

電話番号 0254-22-3121(代表)

(2) 募集要領等、提出書類の様式の交付

ア 交付期間 平成25年6月14日(金)から平成25年6月20日(木)

土日祝日を除く、各日午前9時から午後5時まで

イ 交付場所 上記(1)に同じ

ウ 交付方法 交付場所において直接交付する(郵送による交付は行わない。)

また、新潟県立新発田病院のホームページからもダウンロードすることができる

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限 平成25年6月21日(金)

- 午後5時まで（郵送の場合は当日必着）
- イ 提出先 上記(1)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること
- (4) 提案書の提出
- ア 提出期限 平成25年7月5日（金）  
午後5時まで（郵送の場合は当日必着）
- イ 提出先 上記(1)に同じ
- ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること
- 6 審査及び結果の通知
- (1) 審査  
業者の選定は新潟県立新発田病院院内保育施設運営委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が、提出された書類及びヒアリング等の結果に基づき審査を行い、最も優れた提案を行った者及び次点者を特定する。
- (2) ヒアリングの実施  
選定委員会は、提出された提案書の内容について、提案者に対して面接ヒアリングを実施する。ヒアリングの日時及び場所等については、別途通知する。
- (3) 失格  
次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。  
ア 本件プロポーザル募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者  
イ 提出書類に虚偽を記載して提出した者  
ウ 提案書の提出期限に遅れた者  
エ ヒアリングの時間に遅れた者
- (4) 審査結果の通知  
各提案者に文書をもって通知する。
- 7 契約の締結
- (1) 選定委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行う。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4のいずれかに該当することとなった場合は、契約の締結を行わないことがある。
- (2) 契約内容は、仕様書及び提案書に基づいて決定する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから柔軟に対応すること。
- (3) 最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、選定委員会の審査により次点となった者と契約協議及び契約締結を行うことがある。
- (4) 契約金額については、予算の範囲内で業務量等を勘案のうえ、年度ごとに交渉し決定する。
- 8 その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口  
上記5(1)に同じ
- (3) その他詳細は募集要領のとおりとする。

## 監査委員公表

### 監査結果公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年6月14日

新潟県監査委員 野 上 信 子  
新潟県監査委員 西 川 洋 吉  
新潟県監査委員 大 淵 健  
新潟県監査委員 石 上 和 男

普通会計  
(総務管理部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
県立看護大学	平成25年 3月25日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上

(県民生活・環境部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
佐渡トキ保護センター	平成25年 4月18日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 1月31日まで	同 上

(福祉保健部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
中央福祉相談センター	平成25年 3月13日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	(指摘事項) 児童家庭費負担金収入について、平成24年12月31日現在、過年度調定分226件1,073,070円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
保健環境科学研究所	平成25年 4月15日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 1月31日まで	同 上
あけぼの園	平成24年12月19日	平成23年度	平成23年11月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項 交通事故に伴う事務処理に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年10月31日まで	適正と認めた。
コロニーにいがた白岩の里	平成25年 3月13日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	(指摘事項) コロニーにいがた白岩の里使用料について、平成24年12月31日現在、過年度調定分92件3,014,438円が未納となっていた。 未納額の早期収納に努められたい。
新星学園	平成25年 5月20日	平成23年度	平成24年 3月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 2月28日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項 県有財産の管理に関する事項

## (産業労働観光部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
計量検定所	平成25年 5月20日	平成23年度	平成24年 3月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 2月28日まで	(注意事項) 契約及び履行確認に関する事項
大阪事務所	平成25年 3月15日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 1月31日まで	同 上
工業技術総合研究所	平成25年 3月21日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 1月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
工業技術総合研究所下越技術支援センター	平成25年 3月21日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 1月31日まで	同 上
工業技術総合研究所県央技術支援センター	平成25年 4月16日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 1月31日まで	(注意事項) 歳入の収納に関する事項
工業技術総合研究所上越技術支援センター	平成25年 2月 8日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
醸造試験場	平成25年 4月16日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 1月31日まで	同 上

## (農林水産部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
農業総合研究所食品研究センター	平成25年 2月26日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
農業総合研究所高冷地農業技術センター	平成25年 4月22日	平成23年度	平成24年 3月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 2月28日まで	同 上
農業総合研究所中山間地農業技術センター	平成25年 4月25日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 1月31日まで	同 上
農業大学校	平成25年 3月22日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上

妙法育成牧場	平成25年 4月22日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 1月31日まで	適正と認めた。
		平成23年度	平成24年 3月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
中越家畜保健衛生所	平成25年 3月 5日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 2月28日まで	同 上
		平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
水産海洋研究所佐渡水産技術センター	平成25年 3月 5日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
		平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
森林研究所	平成25年 4月16日	平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
		平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 1月31日まで	同 上

(新潟地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
健康福祉部	平成25年 2月21日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	(指摘事項) う蝕予防事業補助金について、支出負担行為の決定をせずに補助金交付決定していた。 財務規則に基づいた事務手続を行われたい。

(三条地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成25年 4月16日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 1月31日まで	適正と認めた。
県税部	平成25年 4月16日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 1月31日まで	適正と認めた。

(十日町地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成25年 3月 5日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上

(柏崎地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成25年 3月11日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。  (注意事項) 収入事務手続に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	

(糸魚川地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成25年 2月27日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。  同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	
健康福祉部	平成25年 2月 8日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上  同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	

(佐渡地域振興局)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
企画振興部	平成25年 4月17日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。  (注意事項) 県有財産の管理に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 1月31日まで	
県税部	平成25年 4月17日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。  同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 1月31日まで	
健康福祉環境部	平成25年 3月28日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上  (指摘事項) 生活保護費徴収金収入(生活保護法第78条)について、平成24年12月31日現在、過年度調定分94件 2,730,000円が未納となっていた。 件数、金額とも増加しているのので、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努められたい。  (注意事項) 収入事務手続に関する事項 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項 交通事故に伴う事務処理に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	

(教育庁)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
上越教育事務所	平成25年 2月21日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。  同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	



生涯学習推進センター	平成25年 2月 4日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
青少年研修センター	平成25年 4月15日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 1月31日まで	同 上
少年自然の家	平成25年 5月13日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 2月28日まで	同 上
新潟高等学校	平成25年 2月 4日	平成23年度	平成23年12月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年11月30日まで	同 上
長岡大手高等学校	平成25年 2月26日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
十日町高等学校	平成25年 4月25日	平成23年度	平成24年 3月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 2月28日まで	同 上
糸魚川高等学校	平成25年 3月 6日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
海洋高等学校	平成25年 3月22日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
羽茂高等学校	平成25年 3月21日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	(注意事項) 収入事務手続に関する事項
両津高等学校	平成25年 3月26日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
相川高等学校	平成25年 3月 6日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上
佐渡中等教育学校	平成25年 3月26日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	同 上
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	(注意事項) 県有財産の管理に関する事項
佐渡特別支援学校	平成25年 3月 6日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	同 上

(警察本部)

監査対象所属	監査年月日	監査対象年度及び期間		監査の結果等
		対象年度	対象期間	
新潟西警察署	平成25年 3月21日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項 交通事故に関する事項
上越警察署	平成25年 3月11日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	(注意事項) 物品の管理に関する事項
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
佐渡東警察署	平成25年 3月26日	平成23年度	平成24年 2月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成25年 1月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項
佐渡西警察署	平成25年 3月 5日	平成23年度	平成24年 1月 1日から 平成24年 3月31日まで	適正と認めた。
		平成24年度	平成24年 4月 1日から 平成24年12月31日まで	(注意事項) 交通事故に関する事項

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第45号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)を次のとおり実施する。

平成25年6月14日

新潟県公安委員会

委員長 本 望 雅 子

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習(以下「2号警備業務」という。)

2 実施期間及び場所

(1) 実施期間

平成25年7月16日(火)から平成25年7月18日(木)までの3日間の午前9時から午後5時まで

(2) 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町10番地2

技術士センタービル I

3 受講定員

30人

4 受講対象者

受講申込みを行う日において、受講講習の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「修了証明書」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものを対象として実施する。

(1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(受講警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。)に係る

る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（受講警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上受講警備業務に従事している者

## 5 受講申込手続

### (1) 事前申込み

本講習を受講しようとする者は、受講申込書を提出する前に、次により申し込むこと。

#### ア 受付期間

平成25年6月26日（水）から平成25年6月27日（木）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課の受付専用電話

電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

#### ウ 留意事項

(7) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。

(イ) 定員になり次第、受付を締め切る。

(ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

### (2) 受講申込書の提出等

#### ア 受講申込書の提出

(1)により、事前申込みを受理された者は、受講申込書（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した顔写真を貼付したもの）1通に必要事項を記入し、4に掲げる受講対象者であることを証明する次の関係書類を添えて提出すること。

(7) 資格者証又は修了証明書の写し

(イ) 4(1)に該当する者

受講警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書類（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(ウ) 4(2)に該当する者

1級検定に係る合格証明書の写し及び履歴書

(エ) 4(3)に該当する者

2級検定に係る合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

(オ) 4(4)に該当する者

旧1級検定に係る合格証の写し及び履歴書

(カ) 4(5)に該当する者

旧2級検定に係る合格証の写し、警備業務従事証明書及び履歴書

#### イ 提出期間

平成25年7月3日（水）から平成25年7月4日（木）までの各日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### ウ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課

#### エ 提出方法

受講者本人が持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

### (3) 受講手数料

#### ア 金額

14,000円

イ 納付方法

新潟県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、納付した受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託

この講習は、一般社団法人新潟県警備業協会に委託して実施する。

7 本講習に関する問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課営業係

電話番号 025-285-0110 (代表)